

堺市監査委員公表第30号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年7月12日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	信 貴	良	太
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (原池公園、堺市原池公園体育館、堺市原池公園スケートボードパーク、堺市原池公園野球場、堺市陶器スポーツ広場)	
監査実施期間	令和5年11月1日～令和6年3月26日	
措置を講じた部局等	文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課 建設局 公園緑地部 原池公園事務所 指定管理者：ばらいけ NEXT 創発パートナーズ	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>3 事業報告書等について</p> <p>(1) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書に収支状況を記載することとされているが、以下の誤りがあった。</p> <p>また、市はそれに対する指導を行っていないかった。</p> <p>ア 市が施設の設置目的や特性等から必要と認め、指定管理者に企画提案を求めている自主事業においては、各月の収支差額を集計した年間の収支差額を指定管理業務の収入内訳に記載することとしており、年間の収支差額が赤字となった場合は0円と記載することとしている。</p> <p>しかし、各月の収支差額が赤字となった月を0円として集計していたことが原因で、誤った金額を収入内訳に記載していた。</p>	<p>御指摘を受け、令和4年度事業報告書を正しい金額に修正し、令和6年1月31日に市へ提出しました。</p> <p>今後は、報告の趣旨を鑑み、各月の当該自主事業の収支が赤字になった場合も実績どおり集計します。</p> <p>御指摘を受け、指定管理者に収支状況の計上方法を再確認させた上で、事業報告書を修正するよう指示し、令和6年1月31日付けで、修正した事業報告書の提出を受けました。</p> <p>今後は、点検マニュアルに、事業報告書において整合させ</p>	<p>指定管理者</p> <p>スポーツ施設課</p>

<p>イ 基本協定書において、指定管理者は、指定管理業務の収支と自主事業の収支は別に把握するものとされている。</p> <p>しかし、指定管理者は事業報告書の収支状況において、人件費のうち福利厚生費を全て指定管理業務（スポーツ施設分）の支出に計上していた。</p>	<p>るべき箇所を具体的に明示し、報告内容の確認作業を容易にすることで、点検漏れを防止します。</p> <p>御指摘を受け、令和４年度事業報告書の福利厚生費を指定管理業務（園地分）と自主事業分へ按分した形に修正し、令和６年１月３１日に市へ提出しました。</p> <p>今後、事業報告書の書式を変更した際は、事業報告書作成時に使用している計算ツールの設定を正しく行えているか併せて確認します。</p> <p>御指摘を受け、指定管理業務（園地分）及び自主事業の福利厚生費に按分計上の上、事業報告書を修正するよう指示し、令和６年１月３１日付けで、修正した事業報告書の提出を受けました。</p> <p>今後は、按分項目・按分率を再確認の上、報告誤りを所管課が指摘できるよう点検マニュアルを時点修正し、報告内容の確認作業を容易にすることで、点検漏れを防止します。</p>	<p>指定管理者</p> <p>スポーツ施設課 原池公園事務所</p>
<p>ウ 指定管理者は、陶器テニスコートの人工芝張替に係る費用及び原池体育館のWi-Fi設置に係る費用について、減価償却費分を計上していたが、計上する項目を誤って、減価償却（人工芝</p>	<p>御指摘を受け、令和４年度事業報告書の減価償却費と備品購入費を修正し、令和６年１月３１日に市へ提出しました。</p> <p>今後、事業報告書の書式を</p>	<p>指定管理者</p>

<p>等)ではなく、備品購入費としていた。</p>	<p>変更した際は、事業報告書作成時に使用している計算ツールの設定を正しく行えているか併せて確認します。</p> <p>御指摘を受け、人工芝張替及び Wi-Fi 設置に係る費用について減価償却費に経費計上し、事業報告書を修正するよう指示し、令和 6 年 1 月 31 日付けで、修正した事業報告書の提出を受けました。</p> <p>今後は、予算額と決算額が乖離している場合は執行内容を再確認の上、その執行内容に応じた金額が計上されているかを確認します。</p>	<p>スポーツ施設課</p>
<p>(2) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書に利用料金収入に関する報告として、利用者数、利用区分、減免等の状況を記載することとされており、利用のキャンセル等による利用料金の還付の件数・金額も記載する様式で報告を行っていた。</p> <p>しかし、令和 4 年度の利用料金収入において、複数の還付が発生していたにもかかわらず、事業報告書では還付の件数・金額はなしと報告されていた。</p>	<p>御指摘を受け、令和 4 年度事業報告書に還付件数と金額を記入し、令和 6 年 1 月 31 日に市へ提出しました。</p> <p>今後は、還付の件数・金額も報告する必要があると認識を改め、記載するようにします。</p>	<p>指定管理者</p>
<p>[収支内容の適切な把握について(意見)]</p> <p>原池公園等の指定管理業務においては、指定管理者の代表団体である美津濃株式会社が施設全体の統括管理を行い、構成団体のうち、</p>	<p>御意見を受け、今後は、実際に要した費用の内容が把握できるよう構成団体と協議し、人件費等の各項目に分け</p>	<p>指定管理者</p>

<p>ミズノスポーツサービス株式会社が体育館等の受付管理運営等を、大林ファシリティーズ株式会社大阪支店が設備維持管理を、利晃建設株式会社が設備修繕管理を、グリーンシステム株式会社が植栽維持管理を、株式会社ピーエスジェイコーポレーションがスケートボードパークの受付管理運営をそれぞれ担当している。</p> <p>収支状況報告書では、指定管理者における収支が報告されていたが、ミズノスポーツサービス株式会社と利晃建設株式会社以外の構成団体3社で生じた人件費等の各費用（令和4年度支出額全体の約24%）は一括して委託費として計上されており、構成団体3社において実際にかかった費用やその内訳は全く把握できない状態となっていた。</p> <p>市は、構成団体において生じた支出の実態を把握し、施設の管理運営が適切に行われているかどうか、及び指定管理料は妥当であるか等の検証を行う必要がある。この点に留意し、指定管理業務の収支状況を適切に把握されたい。</p> <p>4 管理運営について</p> <p>(1) 堺市公園条例等では、公園の使用許可を受けようとする者は、公園使用許可申請書（以下「申請書」という。）を指定管理者に提出し、指定管理者は、許可をしようとするときは申請者に公園使用許可書（以下「許可書」という。）を交付することとされている。</p>	<p>て示せるようにします。</p> <p>御意見を受け、各構成団体において生じた支出の実態を把握し、施設の管理運営が適切に行われているかどうか、及び指定管理料は妥当であるか等の検証を行うため、各構成団体の経費の内訳を示すよう求め、把握するようにします。</p> <p>御指摘を受け、申請書と許可書を一体とした様式に見直し、管理運営規則の改定を行った上で、令和6年4月1日より運用を開始しました。</p> <p>御指摘を受け、公園の使用許可の運用方法について、よ</p>	<p>スポーツ施設課 原池公園事務所</p> <p>指定管理者 原池公園事務所</p>
--	---	--

月及び令和 5 年 3 月の点検結果を市に報告していなかった。

めていると認識しており、令和 5 年度当初の指定管理者からの報告においては記載がなかったことから、当点検にかかる不良箇所は改善されたものと認識していました。令和 5 年度当初に、令和 4 年度に報告のあった法定点検指摘事項について改善がなされたかどうか、また新たな指摘事項がなかったかどうかについても改めて確認することで防げたものと考えます。

法定点検における指摘事項については、最優先で対応すべきものであり、指定管理者に対し、指摘事項を直ちに改善することを求め、再発防止策を講じるよう指導しました。

今回の御指摘を重く受け止め、市と指定管理者で毎月開催している定期会議において、以前から指定管理者に提出を求めている修繕管理表の中で、法定点検における指摘事項にかかる修繕については他の修繕事項と区別した上で進捗及び実施後の報告を求めます。また、今回の件を受け指定管理者から提出を受けることになった点検実施報告書と照合することで、漏れがないか確実に確認します。併せて、より効率的な確認方法について、今後も検討します。

<p>[負担割合に基づく算定の根拠とする金額について（意見）]</p> <p>原池公園体育館においては、同じ建物内に、堺市原池公園事務所が併設されている。そのため、光熱水費等については、指定管理者が一旦支払い、年度協定書で定められた負担割合に基づいて計算した金額を、後から指定管理者が市に請求している。</p> <p>光熱水費のうち、電気使用料については、原池公園体育館全体の使用量に対する原池公園事務所の子メーター数値の割合で算定することとされている。</p> <p>しかし、按分対象となる電気使用料について、電力会社から適用されている割引額を考慮せず、割引前の電気使用料によって算定していた。</p> <p>年度協定書で定められた負担割合は実費負担を前提としたものであると考えられることから、実際に電気使用料として支払った金額に基づいて算定するようにされたい。</p>	<p>御意見を受け、今後は、実際に支払った金額に基づき算定した費用を請求します。また、算出根拠として電気料金の明細書を提出します。</p> <p>今後は、電気料金の明細書の提出を求め、指定管理者が実際に支払った金額を確認の上、請求された費用負担額を支払います。</p> <p>なお、今期指定管理期間における過払い金額分については、令和6年2月7日に指定管理者からの還付を受けました。</p>	<p>指定管理者</p> <p>原池公園事務所</p>
--	---	-----------------------------